議案第80号

狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成7年条例第26号)の一部を次 のように改正する。

第26条第1項を次のように改める。

市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1により算定した額の手数料を徴収する。

別表第1し尿の部普通世帯の項中「370円」を「390円」に、「270円」を「290円」に改め、同部事業所等不特定多数の者が利用する施設その他上記によることが不適当なものの項中「270円」を「290円」に改め、同表備考第1項中「220円」を「230円」に改め、同表備考第2項中「得た額」の次に「(10円未満は切捨て)」を加える。

附則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第26条第1項、別表第1し尿の部並びに同表備考第1項及び第2項の 規定は、この条例の施行の日以後に収集及び運搬をしたし尿について適用し、同日 前に収集及び運搬をしたし尿については、なお従前の例による。

平成25年11月27日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、し尿の収集及び運搬の手数料の額に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。